

売払条件書

1 適用範囲

この売払条件書は、弾薬支処の保有する口径12.7mm以下の小火器弾薬打がら薬きょう（以下「打がら薬きょう」という。）の売払いの条件を規定する。

2 用語及び定義

この売払条件書で用いる用語及び定義は、次による。

- (1) 「打がら薬きょう」とは、JIS H 2109に規定する2号及び3号薬きょうくずの混合したもので、腐食したものを含むものをいう。
- (2) 黄銅再生業者等とは、黄銅くず等を自社で溶解する黄銅再生業者及びこの黄銅再生業者と直接取引を行う中間業者をいう。
- (3) 保管所とは、加工前及び加工後の打がら薬きょうを保管する設備をいう。

3 引用文書

この売払条件書に引用する次の文書は、この売払条件書に規定する範囲内において、この売払条件書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新のものとする。

- (1) 規格
JIS H 2109 銅及び銅合金リサイクル原料分類基準
- (2) 法令等
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
イ 武器等製造法（昭和28年法律第145号）
ウ 武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号）

4 売払いに関する要求

(1) 基本要件

契約の相手方は、次に示す基本要件を満足していなければならない。

ア 保管所として、武器等製造法に基づく小型薬きょう製造の事業許可に係る保管設備又は出入口に鉄製その他の堅固な扉及び堅固な錠を設ける等盗難防止のために適当な構造を有する保管設備を具備しているものとする。

イ 打がら薬きょうの加工に対応できる設備を具備しているものとする。

ウ 盗難防止のため、常時警備員をおくものとする。また警備員は専従とし、作業員を兼ねてはならない。

エ 保管所敷地の出入口又は保管所の出入口に対し防犯カメラを設置するものとする。

オ 打がら薬きょうの保管に当たっては、この項第5号に示す保管の要領による保管規程を定めるものとする。

(2) 作業工程

作業工程は、属紙第1を基準とする。

(3) 受領

打がら薬きょうの受渡しは、弾薬支処庭先渡しとし、契約の相手方が作成した受領書により引き渡しを受ける。

(4) 輸送

ア 輸送は、契約の相手方が実施するものとする。

イ 輸送に当たっては、紛失及び盗難防止の処置を行うものとする。

(5) 保管

ア 加工前の打がら薬きょうは、工場外へ持ち出したり、他の業者へ売却してはならない

- イ 打がら薬きょうは、弾薬支処から引渡しを受けた後、全数を加工完了するまでの間、加工その他必要のある場合を除き保管所に保管するものとする。
- ウ 保管所への打がら薬きょうの搬入又は保管所から打がら薬きょうを搬出する際は、品目ごとに搬入、搬出の状況を帳簿に記載するものとし、日ごとに品目、重量などの管理をするものとする。
- エ 保管所に打がら薬きょうが保管されている間、特に必要のない場合は施錠しておくものとする。
- オ 警備員は、必要に応じ保管所の周辺等を見廻るものとする。
- カ 防犯カメラは常時録画し、録画した画像については、保管状況等に異常が無いことを確認した時から、次回保管状況等に異常が無いことを確認するまでの間、保存するものとする。
- キ 契約相手方及びその従業員は保管規程を守らなければならない。

(6) 打がら薬きょうの加工

打がら薬きょうは、再利用防止のため、次に示す加工を行うものとする。また、加工前と加工後の打がら薬きょうの重量を計測し、その数値及び写真を記録するものとする。

ア 加工方法は、属紙第2を基準とし、改造又は再使用できないように加工するものとする。

イ 打がら薬きょうの長さが30mm以上 ($L \geq 30 \text{ mm}$) のものは、2か所以上を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の $1/2$ 以下に潰さなければならない。

ウ 打がら薬きょうの長さが30mm未満 ($L < 30 \text{ mm}$) のものは、1か所を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の $1/2$ 以下に潰さなければならない。

(7) 木箱、帯鉄等の処分

打がら薬きょうの運搬に使用した木箱、帯鉄等は、契約の相手方において廃棄又は売払いにより処分するものとする。

なお、木箱を売払いにより処分する場合は表示を抹消するものとし、廃棄する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」によるものとする。

5 監督及び検査

- (1) 監督は、契約担当官等が定める監督実施要領によるものとし、不具合がある場合は、契約の相手方は、速やかに是正するものとする。
- (2) 検査は、売払いという特性から報告書をもって検査とする。

6 その他の指示

- (1) 契約の相手方は、契約担当官等の承認を受けることなく契約状況（特に品目及び重量）を第三者に開示してはならない。

(2) 提出書類

ア 契約担当官が定める時期までに保管規程2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

イ 契約締結後速やかに処分実施計画書2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 処分実施計画書又は保管規程の内容を変更する場合は、契約担当官等の承認を受けなければならない。

エ 受領書は、契約相手方が2部作成し、打がら薬きょうの引渡し時に弾薬支処に提出する。

オ 打がら薬きょうの処分終了後、処分の結果について、次に示す事項を記載した報告書2部を契約担当官等に提出するものとする。

(ア) 加工前及び加工後の打がら薬きょうの重量の数値及び写真の記録

(イ) 黄銅再生業者等の名称、所在地及び連絡先

(ウ) 打がら薬きょうを黄銅再生業者等に引き渡した重量及びその明細書

- (エ) 木箱等を売払いにより処分した場合は、その明細書。廃棄により処分した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づくマニフェスト（A及びE票）の写し
- カ 特に指示のある場合は、加工等の写真を記録し契約担当官に提出するものとする。

作業工程表

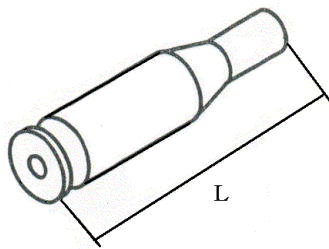
工 程 番 号	作業工程	作業内容
1	処分実施計画	処分実施計画書の作成、提出及び承認
2	受 領	1 重量等の確認 2 受領書により受払い
3	輸送及び保管	1 契約の相手方による輸送及び保管 2 紛失及び盗難防止の処置
4	出 庫	1 日の加工予定重量の打がら薬きょうを保管所から作業場所へ運搬
5	加工前点検	木箱を開こんし、打がら薬きょうの異物等の有無を点検
6	加 工	1 打がら薬きょうの加工（切断又は潰し） 2 木箱、帯鉄等を処分するための処置
7	加工後の社内検査	1 加工状態の社内検査 2 加工後の打がら薬きょうの重量確認
8	入 庫	加工後及び未加工の打がら薬きょうを保管所へ運搬し保管
9	黄銅再生業者等への引渡し	1 加工後の打がら薬きょうを黄銅再生業者へ引渡し 2 引渡し時の重量検査
10	木箱、帯鉄等の処分	木箱、帯鉄等の廃棄又は売払い
11	報告書	報告書の作成及び提出

加工方法（基準）

下図は、基本的な加工状態であり潰す箇所により種々の形状になるのは差し支えない。

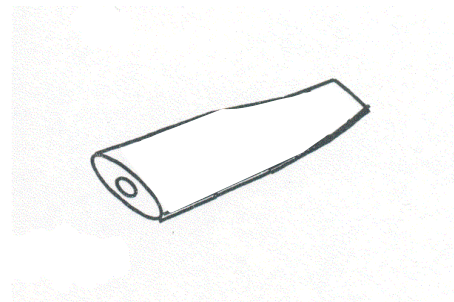
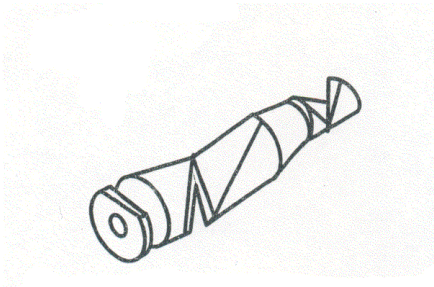
1 長さ（L）が30mm以上の場合（ $L \geq 30\text{mm}$ ）

(1) 加工前



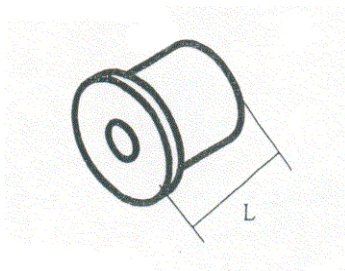
(2) 加工後
切断

潰し



2 長さ（L）が30mm未満の場合（ $L < 30\text{mm}$ ）

(1) 加工前



(2) 加工後
切断

潰し

